現場代理人の常駐義務緩和取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、川崎市工事請負契約約款第１１条第１項及び同条第２項ただし書に関する取り扱いを定めるものとする。

（兼任条件）

第２条　次に掲げる各号の条件を全て満たす工事については、合計で２件まで現場代理人の兼任を認めるものとする。

（１）監督部署が同一であるもの。なお、同一の範囲は別表のとおりとする。

（２）各工事の請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）未満の工事

（工場製作期間）

第３条　橋りょう、ポンプ、ゲート、昇降機設備等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間は、現場代理人の常駐を要さない。なお、工場製作の過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能であり、特に監督員が認める場合は、これらの製作に関し現場代理人を兼任させることができる。

（余裕期間）

第４条　発注者が契約時にあらかじめ余裕期間（発注者が契約時にあらかじめ工事請負契約を締結した日から実際に現場に着手する日（工事着手届を受理した日ではなく、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事のいずれかが開始される日）の前日までを設定した期間）を設定している工事について、余裕期間においては現場代理人の設置を要しない。

（兼任等を認めない場合の取り扱い）

第５条　第２条又は前条の規定を満たす工事であっても、災害復旧工事等の緊急性を伴う工事等で、この要綱を適用することが適当でないと判断される場合は、常駐義務の緩和、現場代理人の兼任又は余裕期間の設定を行わないものとする。

（契約変更時の取扱い）

第６条　この要綱の対象となった工事が、設計変更により第２条第２号の条件を満たさなくなった場合においても、引き続きこの要綱を適用するものとする。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２８年６月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成３１年２月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和５年１月１日から施行する。なお、施行期日以前の契約にも適用するものとする。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和７年２月１日から施行する。なお、施行期日以前の契約にも適用するものとする。

別　表　（第２条関係）

出先機関が監督を行う工事	同一事務所又は同一センター
本庁組織（まちづくり局）が監督を行う工事	同一部
本庁組織（まちづくり局以外）が監督を行う工事	同一課